



「1か月単位の変形労働時間制」の時間外労働

当社は、1日の所定労働時間を原則7時間とする「1か月単位の変形労働時間制」を導入しました。先月の田中君の1か月の労働時間(下図)の時間外労働の算定の仕方を教えてください。

1か月単位の変形労働時間制の場合の時間外労働の算定は、次のようになります。

(1) 各日ごとに計算する時間

各日については、所定労働時間が8時間を超えて定められている日にあつては、その所定労働時間を超える部分の時間(図のA)

各日について、8時間以下の所定労働時間を定めている日にあつては、当該時間を超え1日8時間をさらに超えるに至った部分の時間(図のB)

(2) 各週ごとに計算する時間

各週については、(1)で時間外労働とされた時間を除き、週所定労働時間が40時間を超えて定められている週の場合には、その週所定労働時間を超える部分の時間。ただし、(1)で時間外とされた時間を除く(図のC)

週所定労働時間が40時間以内に定められている週にあつては、(1)による時間外労働を除きその週所定労働時間を超え、さらに週40時間を超えるに至った部分の時間(図のD)

(3) 変形労働時間制の全期間で計算する時間

変形期間を通じての時間外労働時間は、(1)および(2)で時間外労働とされた時間を除き、変形期間の労働時間の総枠[171時間25分(30日÷7日×40時間)]を超えて労働するに至った時間が法定の時間外労働時間となるのでその時間(図のE)

$$187 \text{ 時間} - 13 \text{ 時間 (A から D の合計)} = 174 \text{ 時間}$$

$$174 \text{ 時間} - 171 \text{ 時間} 25 \text{ 分} = 2 \text{ 時間} 35 \text{ 分}$$

(4) 時間外労働時間の合計

A(1時間) B(6時間) C(5時間) D(1時間)、E(2時間35分)で合計15時間35分となる。

<先月の田中君の労働時間：実働187時間(所定労働時間は171時間)>

第1週 週所定労働時間42時間

9			B			
8	C		C		C	
休	7時間	7時間	7時間	7時間	7時間	7時間
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7

第2週 週所定労働時間37時間

10				A		
9	B	B				
8	E	E	E	9時間	D	
休	7時間	7時間	7時間	7時間	7時間	休
日	月	火	水	木	金	土
8	9	10	11	12	13	14

第3週 週所定労働時間42時間

休	7時間	7時間	7時間	7時間	7時間	7時間
日	月	火	水	木	金	土
15	16	17	18	19	20	21

第4週 週所定労働時間43時間

10					B	
9		B			B	
8		C		C	8時間	
休	7時間	7時間	7時間	7時間	7時間	7時間
日	月	火	水	木	金	土
22	23	24	25	26	27	28

第5週 所定労働時間7時間

休	7時間
日	月
29	30